

第三者評価結果の公表事項(児童心理治療施設)

①第三者評価機関名

株式会社第三者評価機構

②評価調査者研修修了番号

S 2 0 2 1 0 6 6
S K 2 0 2 1 1 3 3
R 0 3 c 0 1 3
H 2 2 0 1 0 1 9

③施設の情報

名称：静岡県立吉原林間学園	種別：児童心理治療施設	
代表者氏名：望月 美穂	定員（利用人数）： 50名（38名）	
所在地：静岡県富士市厚原1628-1		
TEL：0545-71-0075	ホームページ： http://www.pref.shizuoka.jp/kousei	
【施設の概要】		
開設年月日 1962年9月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡県		
職員数	常勤職員： 38名 非常勤職員 19名	
有資格 職員数	心理療法担当職員 12名 児童指導員（児童福祉） 18名	
	医師 4名 保健師 2名	
	栄養士 1名 家庭支援専門職員 1名	
施設・設備 の概要	【居室・管理棟】 男子居室30室、女子居室20室 リビング・ダイニング、トイレ、 浴室、事務室、診療室、処置室、 相談室等	【学校・心理療法棟】 教室、パソコン室、理科室、家庭科 室、音楽室、美術室、心理検査室 行動療法室、家庭療法室、面接室、 食堂等
	【体育館】 アリーナ、ステージ、放送室、倉 庫	診療所 グラウンド、プール

④理念・基本方針

<支援理念>

①児童の権利擁護

子どもの人権を守り、一人ひとりの存在を尊重し、それぞれの成長・発達を支援し

ます。

②家族の尊重

ご家族のお話に耳を傾け、思いを尊重し、協働します。

③総合環境療法による治療

学園の物理的環境、人的環境を含めた全ての環境が子どもの成長発達・回復の助けとなる総合環境療法を実施します。

④受容的関わり

Listen（子どもの訴えをよく聴く）、Accept（体験に寄り添い、受け入れる）、Support（取り組みを支え、手ほどきする）という受容的関わりを基本姿勢とし、一人ひとりの自己決定と意志を尊重し、自立が図られるよう心がけます。

⑤専門性の維持・向上

常に自己研鑽に励み専門性を深めます。

⑥地域への還元

地域の社会資源となれるよう運営に努めると共に、外来相談等を通して社会的な役割を積極的に果たすように努めます。

<基本方針>

基本目標

みんなが楽しく

モットー

- ・職員は威力よりも魅力
- ・子どもが安らぎ満たされワクワクする
- ・目指すのは規制よりも自制

⑤施設の特徴的な取組

当施設は、被虐待児童等の治療・支援を行う県内唯一の児童心理治療施設として、児童の支援と共に、家族支援、社会的養護を担う児童福祉施設・専門里親等支援を行っている。令和元年に移転改築されるにあたり機能が強化され、児童精神科診療所が新設された。入所児童の医療支援の強化だけでなく、外来診療により東部地域の児童精神科医療を補完している。

また、当施設は、全国的にも数少ない公立公営の施設であり、職員は児童相談所や施設への異動があることから、関係機関との連携や、対人援助専門職の人材育成という点でメリットが大きく、県全体の児童福祉サービスの向上に寄与している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年8月1日（契約日）～ 令和6年2月29日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

事業所独自の「支援ガイドライン」が支援理念の理解を深めています

60年という長年の経験から積み上げられた実績を「吉原林間学園支援ガイドライン」に凝縮させ、子どもたちの生活と職員、双方の安全を守ることにつなげ、治療施設としての使命を果たす職員の根幹を支えています。支援ガイドラインは学園の生活支援の理念、基本目標、3つのモットーを詳しく解説しており、特に基本目標である「みんなが楽しく」は支援のキーワードとして職員に浸透しています。また3つのモットー「職員は威力よりも魅力」「子どもが安らぎ 満たされ ワクワクする」「目指すのは規制よりも自制」は、管理や抑制によってもたらされる平穏よりも、子どもが自らの人生を楽しむ主体となって生きられるよう、新任職員を導いています

率先垂範とする施設長のリーダーシップがワンチームを形成しています

通常おこなわれる総務課長の人事面談とは別に、職員と個人面談の機会をもち、職場での困り事や悩みに耳を傾けています。いつでも相談に応じる態勢で働きやすい職場づくりを推進するとともに、毎日宿直日誌に目を通し、申送りやケース検討会に出席して治療・支援の状況を把握しています。更に議場では必要な助言や課題の改善を示唆し、手本となる取組を話にのせ、職員の意欲向上につなげています。また長年児童福祉に携わってきた経験を活かし、職員のスキルアップを図るために自ら講師となって面接スキルに関する所内研修を実施するといった人材育成にも取組み、職員の専門性向上の一翼を担っています

逐語の記録と報連相を起点として、組織的な質の向上が図られています

宿直日誌には、子どもの言動と、対する職員の関わり、さらにそこからの子どもの反応が忠実に記録されています。午後1時から始まる申送りには、その日出勤する職員をはじめ施設長、治療指導課長、診療課職員、教員が集まり、子どもの表れの理解が報告され、対応について協議が毎日積み重ねられています。子どもに合ったよりよい支援を多職種で協議する日々の繰り返しは、職員の気づきや見立てる力、指導する力を高めていることは明白です。また職員がひとりで問題を抱え込まないよう組織として対応している事も優れた点であり、相互で助言し合うことを通じて、職員一人ひとりの自己肯定感の高まりに実っていることも受け止められます

小規模ユニット制が子どもとの距離を縮め、信頼関係に結ばれています

掃除や洗濯物を畳むといった家事を一緒におこない、何気ない会話をもちながらファミリールームで過ごすことは子どものエネルギーチャージとなり、モチベーションが上がる貴重な時間となっています。ユニット制となり、生活の場において子どもと過ごす時間の増大とともに、居室で相談を聴く機会も増えています。例えば、夜中に起き出してしまい朝まで眠らない子どもには、その子どもに合ったリラグゼーションを探り、安心して眠るための工夫を編み出すほか、「生活が楽しくないと頑張れない」と溢す子どもとは「楽しくなるためにはどうしたらいいか」を話し合うプロセスが信頼関係を培っています

◇改善を求められる点

現状に見合った支援ガイドラインの見直しが期待されます

平成27年に発行された支援ガイドラインは、大舎制の頃のものとなっています。令和元年に現在地へ移転後は小規模ユニット制になり、子どもを取り巻く環境も変化して新たな課題に直面しています。現状に見合った見直しが図られることを期待いたします

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価を受けるための準備作業や、子どもへのアンケート、訪問調査を通して、学園の運営のあり方や治療・支援の取組を振り返ることができ、不足している点や気づいていなかったことを知る有意義な機会となりました。

前回の受審は、大舎制から小規模ユニット制に移行後まもなくであり、運営体制を整える途上にありました。その後、第三者評価で御指摘を受けた点や取組が不十分だったことを意識して、改善に取り組んできました。今回の受審では、新しい体制と、積み上げてきた治療・支援について、外部の視点から客観的に評価していただき、未だに不十分な面はあるものの、改善できている面もあることが明確になり、励みになりました。

御指摘いただいた、支援ガイドラインの見直しや地域交流等の課題については、改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童心理治療施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 20 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 治療・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は、吉原林間学園内規集（以下、内規集）及び支援ガイドラインに明文化されています。玄関や執務室、会議室に支援理念を掲示し、パンフレットには職員の行動指針となる基本方針が掲載され、年度当初の新任職員研修ではパワーポイントによる説明がおこなわれています。保護者や子どもには見学時にパンフレットで、入所時には「ようこそ吉原林間学園へ」という資料を使って、基本方針の基本目標（児童用）、支援理念（保護者用）の周知が図られています。今年度はスタッフルームに基本方針を掲示し、日常の支援や話し合いの中でも基本目標の「みんなが楽しく」というフレーズに立ち返り、浸透を深めています</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>治療・支援のコスト分析や経営環境の把握並びに分析には及びませんが、国の施策動向は県庁こども未来局や全国児童心理治療施設協議会、こども家庭庁のホームページから情報を取入れ、県の社会福祉情勢の分析や政策は各種会議への出席や行政資料から把握しています。静岡県社会的養育推進計画における社会的養育の推進に向けた取組を踏まえ、吉原林間学園では「権利擁護の推進」「家庭と同様の環境における養育の推進」に着目し、第三者委員会において子どもと交流する機会を設け、民間児童福祉施設や専門里親に対する技</p>		

術援助に力を入れています		
③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>被虐待児の入所が増加し、トラウマによる症状を呈する子どもへの対応、発達障害やその疑いがある子どもが多いことに加え、緊急時対応や職員の連携、勤務体制といった小舎制ならではの経営課題を運営懇談会の資料にまとめ、外部からの助言やアイデアを活かしながら改善の方向性を探っています。個別支援の充実化を図るうえで重要となる人員配置について本庁へ要望するとともに所内での配置の熟考を重ね、職員のスキルアップにつながるよう申送りにおける支援技術の共有化、さらには施設長自らが講師を務める内部研修で面接スキルを学ぶといった具体的な取組が進められています</p>		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>中・長期計画は現在作成中ですが、「吉原林間学園 中長期目標」として骨子を固め、現状と課題、長期目標、中期目標、具体的な取組、が記載されています。経営課題を踏まえ、「子どもに最適な専門的支援の提供」「地域への還元」「施設・里親への支援技術の提供」を目標に掲げ、「心理、教育、生活、医療の各部門の連携の充実」「職員のスキルアップ」をはじめ、「診療所での地域支援」「研修講師派遣」「民間児童福祉施設への訪問ケースカンファレンス、宿泊研修の実施」といった地域ニーズにもとづいた福祉サービスの実施も含まれています</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>計画は未完成なものの、中期(3年)・長期(5年)に向けた目標は備わっています。目標にもとづき、課題や方針、進行スケジュールといった項目が設けられた「事業票」が作成され、これが一般的にいうところの事業計画として存在します。事務分掌として各職員に割り振られた担当事業は当該年度の事業票に落とし込まれ、協議の上、実行されています。実施時期や回数を明記した内容となっていますが、数値目標や具体的な成果の設定までは至っていません</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業票に記載された事業及び行事はエクセルシートに「事業進行管理表」として転記し、</p>		

<p>毎月の役付会議で進行を管理しています。事業及び行事实施後にはアンケートを取って職員の意見を集約し、担当職員が課題を整理しています。年度末には班会議での評価、見直しを受け、担当職員が新年度案を作成し、施設長、課長、班長の協議による改善案を経て、次年度の事業票が策定されています。今後は、これらの評価が中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠となることを期待します</p>		
7	<p>I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	b
<p><コメント> 事業計画の主な内容とは治療・支援であり、本件への理解が重要として、担当職員が入所時に総合環境療法を中心に説明をおこなっています。行事の実施前にはポスターの掲示とともに事業担当者が写真を多用したチラシを作成して各寮を廻り、当日の流れや約束が伝わるよう配慮しています。保護者に対しては年度当初に主な行事の予定を送付するとともに、毎月発行する学園だよりや家族交流会を通じて案内しています。参会できない人には代替として担当者が電話での説明をおこなっていますが、それは「必要に応じて」としており、十分ではありません</p>		

I—4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	<p>I—4—(1)—① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a
<p><コメント> 子どもの言動、それに対する職員の関わり、さらにそれに対する子どもの反応は逐語で宿直日誌に記録され、これをもとに施設長、治療指導課長と当日勤務の職員が集まって毎日午後1時から申送りをおこなっています。子どもの理解や支援案を全員で協議・検討し、日々の繰り返しで職員の気づきや見立てる力、指導する力を高め、より子どもにあった支援がおこなえるようにしています。申送りを起点とし、役付会議、課長・班長会議、指導班会議、心理治療班会議、ケース検討会など構造化された会議と第三者評価の定期的受審により、マネジメントサイクルに乗せた取組が機能しています</p>		
9	<p>I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a
<p><コメント> ケース支援については、ケース検討会や自立支援計画作成の場での評価を経て文書化しており、職員間での共有の取組に反映されています。自己評価及び第三者評価結果は施設長、総務課長、治療指導課長、心理治療班長、指導班長、児童診療班長、教頭が出席する役付会議で共有し、課長・班長会議を中心に検討しています。各事業において明確になった課題と改善策を盛り込んだ実施計画は事業票に文書化し、事業進行管理表として役付会議で進行管理がなされ、必要に応じて見直しが図られています</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>施設長として運営の統括をおこなうことが明示された事務分掌を4月に配付し、県事務決済規程に不在時の代決者を明記しています。年度当初の役付会議では、「関係機関との連絡調整」「専門職として期待に応える知識の習得」「相談、報告をきちんとおこなう」「家族支援の強化」など目指す施設や職場について表明し、日々の朝礼や申送りでも折に触れ自らの役割や責任について職員に伝えています。学園だよりも施設長の思いが綴られていますが職員への配付はないため、等しく職員に伝えるための取組には改善の余地があります</p>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>幅広い分野についての法令把握には課題は残りますが、県の部局長会議、全国児童心理治療施設協議会の研修や会議、県内施設長会議、コンプライアンスに関する研修に参加して内部統制の取組について理解するとともに遵守すべき法令について最新の情報が得られるようにしています。特に10月のコンプライアンス推進月間にはコンプライアンス検定を実施し、不適切事務防止のチェックリスト、ハラスメントチェックシート自己点検表を通して一人ひとりに意識付けています。また被措置児童虐待防止の研修を実施してガイドラインを配付し、関連法令の改正があれば朝礼や申送りで周知しています</p>		
Ⅱ－１－（２）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ－１－（２）－① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は毎日宿直日誌に目を通すほか、申送りやケース検討会に出席して職員から直接話を聴き、治療・支援の状況を把握しています。その上で指導力を発揮し、必要な助言や課題の改善、手本となるような取組を取り上げて職員の意欲向上につなげています。申送りでの協議はパソコン入力での記録となりますが、紙ベースでも配付して各フロアでファイリングし、出勤後は必ず確認することとしています。また長年児童福祉に携わってきた経験を活かし、自ら講師となって面接スキルに関する施設内研修をおこない、人材育成にも直接関わっています。さらに自らも研修会や学会に参加し、プライベート時間を使った研修会でファシリテーターを務めており、自己研鑽に余念がありません</p>		
13	Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>ストレスフルな仕事であることから、「リフレッシュのためにも現場を離れる時間を」と休</p>		

憩を推奨していますが、シフト制による人員不足や「休憩が取りにくい」といった課題も生じています。施設長は人員増への取組は無論のこと、会議やメール上で職員の意見を收受しつつ現実的な具体策を考案し、試行を重ねており、休憩問題の解決に向け継続的に取組んでいます。また年度初めには正規職員との個別面談の時間を設け、困り事を聴取して働きやすい職場環境を整えるとともに、子どもの生活に影響するお小遣いについては総務課職員、指導職員と検討し、500円から1000円への値上げを決定しています

II—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>県の人事採用計画にもとづいて人材確保がおこなわれていますが、小規模ユニット制の運営や安全・安心の確保に十分な人員配置がされているとは言い難い現状に直面しています。福祉人材の育成に関しては、健康福祉部選考職員の研修の手引きに基づき実施されています。2年から5年で他部署に異動となることから、それまでの経験を活かしつつ、学園での方針を理解し、不足する部分を日々の申送りやケース検討会、研修で補い、施設長、治療指導課長によるスーパーバイズや構造化された会議での話合いが、治療・支援の質を担保する状況にあります</p>		
15	II—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>人事基準については「人事異動方針」「人事異動基準の運用について」に定め、静岡県では「キャリア開発プログラム」を展開しています。職員が自らキャリア形成意識をもって主体的に能力開発に取り組むよう図られるとともに、人事異動や研修制度などの仕組みを通じた支援が備わっています。総務課長との面談において将来のキャリアについて聞き取り、個々の職務に関する成果、貢献については年2回の人事評価面談で評価と分析がおこなわれています。職員の意向や意見は勤務意向調書の書面提出をもって把握され、自身の健康状態や家族の介護が必要となった場合への配慮もあります</p>		
II—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>職員の有給休暇取得や時間外労働の状況は県人事給与システムで管理されています。さらに各職員や班の状況を把握して休暇取得を促すために、独自にグラフ化による視覚的データを作るに至っています。メンタル面では健康診断の結果を踏まえて生活改善がおこなわれ、職員の心身の健康と安全の確保に取り組んでいます。相談窓口は県健康指導課を通じて職員全体に全庁掲示板やメール、パンフレットで周知され、施設長がおこなう個別面談と総務課長による年4回の個別面接で、職員が相談しやすい仕組みもあります。短時間労働</p>		

<p>の導入、時間外労働の削減といった取組のほか、育児・介護休業法の改正に因る男性職員の育児休業取得も実現しています</p>		
<p>Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 期待する職員像を事務分掌に明示し、県で定められた評価シートにもとづいて総務課長による個別面接を実施し、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されています。前期・後期に分け目標設定と評価、フィードバックをおこなっており、期首（4月）、中間（9月末）、後期（10月）、年度末（3月）と年4回の面接では、目標の設定と進捗状況、達成度の確認をはじめ、個別の業務の工夫や班の中で風通し良くコミュニケーションが取れているか、困っていることはないかなど、面談の場でないと言えないことを聴き取り、やりがいをもって意欲的に臨めるサポートがあります</p>		
18	<p>Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
<p><コメント> 職員に配付される「静岡県健康福祉部選考職のための専門性向上のためのキャリアプラン」に基本方針や計画、必要とされる専門技術が明示されています。静岡県の「キャリアデベロップメントプログラム」の理念にもとづく児童相談所等職員専門研修実施要綱により、県内外の研修に職員を派遣し、職場内研修（OJT）により職員の専門性の育成を図っています。研修体制は毎年県こども家庭課で見直しがおこなわれ、カリキュラムや内容については年度末に書面で要望を提出し、予算の範囲内であれば柔軟な対応が叶っています</p>		
19	<p>Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a
<p><コメント> 職員の知識、技術水準は、日々の打合せや申送り、宿直日誌で把握しており、専門資格はキャリアデベロップメントプログラムのシートに示されています。新任職員にはチューターが個別につき、職務や事務について気軽に相談できる体制があり、さらにその日勤務する職員が全員参加する午後1時からの申送りは、施設長、治療指導課長によるスーパービジョンや、受診時の診療所医師による助言がOJTの機会にもなっています。職員がひとりで問題を抱え込まないよう組織として対応し、職員相互が評価、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりの援助技術を磨き、施設全体の治療・支援の質を向上させています</p>		
<p>Ⅱ—2—（4）実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
<p><コメント> 内規集の「実習生学生受入方針」に受入れの基本姿勢を明文化しています。事前説明の方法やオリエンテーションの実施方法、子どもへの配慮といった具体的な受入方法を事業票に示し、事業担当者が窓口となっています。昨年度までは新型コロナウイルス感染予防対策のため実習生の受入れを縮小していましたが、今年度は被虐待児等直接支援職員の訪問</p>		

事業や宿泊研修を広く呼びかけ、徐々に受入れを再開しています。学校側とは実習期間中においても、継続的な連携を維持しながら育成の工夫がなされていますが、今後は実習生の目的や職種を考慮したプログラムを用意し、さらに効果的な研修となることが期待されます

II—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>施設の情報は県のホームページに掲載し、組織図や沿革、総合環境療法、基本方針はリーフレットに記載されています。苦情・相談は「吉原林間学園苦情解決実施要綱」にもとづいて体制が整備されており、内容は学園だよりに掲載することになっています。県内外からの視察や研修は積極的に受け入れるとともに、施設の存在意義や役割を説明していますが、地域へ向け、理念や基本方針のほか活動を説明した印刷物や広報誌の配布はなく、発信には課題が残ります</p>		
22	II—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>事務、経理についての権限と責任を事務分掌に明記し、静岡県庶務規程、事務決裁規定、財務規則、財産規則に従って処理されています。職員は総務課長から不適切な事務処理についての説明を受け、コンプライアンス推進月間には事務処理チェックシートによる自己点検で知識を再確認しています。毎月、総務課職員が出納局へ報告し、会計事務については県内部組織（東部出納室）による検査（隔月）のほか、監査課、会計指導課及び用度課の検査（年1回）を受けています。内部の公認会計士を交えた予備監査を経て、公認会計士等による外部監査を定期的に受け、その結果や指摘事項にもとづいて経営改善がなされています</p>		

II—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>現在の場所に移転した令和元年には地域の見学会や住民説明会を実施しましたが、令和2年からは新型コロナウイルス感染症蔓延により、体育館貸し出しも途絶え、地域との交流がおこなえない状況となりました。日常的なコミュニケーションが難しいなかでも、個々のニーズにもとづき、子ども自身の買い物や散髪、通院、散歩、公園での遊びの機会は設けています。誕生日にはどこに行きたいかを聞き、学校から帰宅後の時間を利用して、家</p>		

電量販店やリサイクルショップ、大型ショッピングセンター、カラオケやバッティングセンターなど、本人の希望に沿って出かけています		
24	Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>内規集に「ボランティア受入指針」を明記し、美容、手芸、更生保護女性会のボランティアに加え、今年度は手品のボランティア団体の受入れもおこなっています。なかでも手芸は、クリスマス、七夕といった季節の作品作りを通して自己表現や、成果物としての達成感が得られることもあって子どもも楽しみにしており、元職員だったボランティアの穏やかな接し方が子どもへの心地よい刺激となっています。ボランティア担当の事業票はありますが、配置や事前説明といった受入れ手順が整理されることを期待します</p>		
Ⅱ—4—（2） 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—（2）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p><コメント></p> <p>当該地域の医療機関やボランティア団体に限られていますが、そのリストを作成し、データベースに入れて職員間で共有しています。年度当初の児童相談所連絡会拡大会議をはじめ、年2回の児童相談所連絡会を通じて年度方針の打合せや自立支援計画の検討、ケース面接、現況報告及び情報交換をおこなって児童相談所との連携を図っています。また民間児童福祉施設へ職員が出向く訪問ケースカンファレンスや、外部者が寮の中に入って実際の支援を学ぶ宿泊研修（一泊二日）、児童精神科医師による助言など、これまで蓄積された被虐待児や発達障害を抱える子どもへの対応方法を提供しています</p>		
Ⅱ—4—（3） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—（3）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>関係行政機関の職員や学識経験者、社会福祉施設・団体代表で構成される運営懇談会を年1回開催し、県内唯一の児童心理治療施設としてその機能と活動の充実強化について指導助言を得るとともに地域の福祉ニーズの把握にも努めています。東部地域に児童精神科のある医療機関が少ないこともあり、敷地内に併設された診療所は精神や行動上の問題を抱えた子どもの診療、相談機関としての役割を担っています。診療所医師による地域講演会を毎年開催、アンケートや質疑応答を通じて地域の課題やニーズを把握していますが、地域住民に対する相談事業など、多様な相談に応じる体制までは及んでいません</p>		
27	Ⅱ—4—（3）—② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>民間福祉施設や学校、里親事業の研修受入れとともに研修講師として職員を派遣するほか、視察を積極的に受入れ、治療・支援に関する専門的技術や情報を還元しています。「生きづらさを抱える子どもとその支援」をテーマとした診療所医師による地域講演会は、3年間にわたり毎年オンラインで実施され、令和4年度は131人が視聴しています。東部地区</p>		

中学校養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、教育相談機関の職員など多くの関係者は基本的な習得を目的に出席しているものの、地域の共通理解の共有とその進展に手ごたえを感じるに至っています。一方、地域との防災対策はコロナ禍により滞っていますので、今後は徐々に具体的な話し合いが進むことを期待します

評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の治療・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>内規集である職員行動指針には「児童の意思の尊重」「児童の人格の尊重」が定められています。60年にわたる治療・支援の蓄積を独自の「支援ガイドライン」として作成し、子どもが「安らぎ、満たされ、ワクワクする」生活を送れるよう、実践の指針として活用しています。これらは新任職員研修をはじめ送りでも折に触れて伝え、日常の支援においては基本目標「みんなが楽しく」をキーワードに取組むとともに、毎年暴力防止研修を実施して理解を深めています。さらに今年度は、児童精神科医を講師に招いて60周年記念講演会を開催し、施設で生活する子どもの気持ちとその対応を学んでいます</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>「児童の了解なしに居室などに入らない」「治療指導上必要な場合を除き、児童の了解なしに所持品の確認をしない」といったプライバシー保護に係る職員の姿勢や責務を「児童及びその保護者等に対するプライバシーの尊重」として内規集に示し、新任職員研修で習得しています。子ども同士でも個人情報を漏らさないよう日頃から伝え、他の子どもの部屋に入らないルールの徹底、入浴の個別化、同性介助などプライバシーに配慮した治療・支援が実践されています。また全室個室となった現在でも居室入口にパーテーションを設置したケースがあり、一人ひとりの子どもにとって快適な環境を整備しています</p>		
Ⅲ—1—(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>入所の見学では、子どもと保護者にリーフレットと日課表、生活の約束に関する資料を提示しています。内容は治療指導課長と心理治療班長、指導班長が説明し、登校後の時間帯を利用して、寮内をはじめとする全ての施設を案内しています。入所時に手渡す資料、「ようこそ吉原林間学園へ」は保護者用と子ども用を用意し、子ども用にはイラストを入れてルビを振り、読みやすくしています。学園での治療、支援の説明とともに、入所後の交流</p>		

<p>や持ち込める物品など、保護者からの疑問には一つひとつ丁寧に答えています。また、よりわかりやすい情報提供となるよう、説明資料は毎年見直しをおこなっています</p>		
31	<p>Ⅲ—1—(2)—② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b
<p><コメント> 入所に当たっては、子どもが自身の問題や課題を自覚し納得して入所できるよう児童相談所と連携しながら動機付けをおこなっています。入所時に確認するとともに、「おはなしの時間」でも、本人がわかりやすいよう書面を作成して学園に入った目標、目的を節目で確かめています。「どうしていきたいのか」希望を聴いたうえで「そのためにはどうしていいか」と、本人が主体的に取り組めることを決めており、頑張り表はその一つの実践の証となっています。子どもや保護者への説明内容は援助経過報告や寮の行動記録、子どもの個別報告に記録されていますが、意思決定が困難な子どもや保護者への配慮についてのルール化には取組の余地があります</p>		
32	<p>Ⅲ—1—(2)—③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> 退所にあたっては、地域の学校へ子どもの様子の説明のために訪問をおこない、措置変更先の施設には引継書を提出して説明することで継続性につなげています。措置変更の場合は事前に学校や施設を訪問するほか、施設の宿泊体験をさせてもらうなど子どもの不安軽減への配慮もあります。家庭に帰る場合は家庭から原籍校への試験登校や、関係者会議を開催して治療・支援が継続されるよう配慮しています。児童相談所には措置経過届出書を送ることで、退所後に予想される行動や課題の継承を図っています。退所後は心理治療班職員が主な相談窓口となり、退所時には、「退園後のフォローについて」という文書を渡し、電話や診療所受診時の面談による予後調査が推進されています</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 満足に関する調査はありませんが、担当職員が聞き取る暴力防止アンケート（月1回）、心理担当職員が子どもの要望を聞く「おはなしの時間」（1～2週間に一度）、各寮における小学生会議や中学生会議と、さまざまな方法で子どもの声に耳を傾ける機会を設けています。また会議で発言できない子どもへは話を振って意見の表出を試みることがあるものの、他の子どもの前では言えない気持ちも慮り、様子をみながら支援しています。会議で出された意見は職員の班会議で検討のうえ子どもへフィードバックしており、例えば「公園に行きたい」という要望は、職員体制を整え西富士公園への外出に叶っています</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a
<p><コメント> 苦情解決についての責任者（施設長）と受付担当者（総務課長）、第三者委員を設置し、施</p>		

<p>設内の玄関ホールに掲示しています。内規集にある「吉原林間学園苦情解決実施要綱」に手順を定め、苦情は施設内と被措置児童虐待の申出の2種類に分け、苦情解決箱も男子寮、女子寮それぞれの玄関に分けて設置し、入所後子どもに説明しています。さらに第三者委員に報告し、学園だよりに公表することになっています。年に2～3件の投函があり、児童相談所や県の職員が対応していますが、苦情としての処理は現状ありません。施設内の苦情は宿直日誌・行動記録に記録して対応方法を協議し、その実践を行動記録に落とし込んでいます</p>		
35	<p>Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	b
<p><コメント> 入所時に子どもと保護者に手渡す「ようこそ吉原林間学園へ」という資料には、「大人と話そう」「大人に話してください」といった文言とともに相談連絡先を明示していますが、複数の方法や相手を自由に選べる内容にまでは及んでいません。「おはなしの時間」や暴力防止アンケートの聞き取り、小学生会議、中学生会議、意見箱への投函といった方法で相談や意見を述べる機会があり、さらに個室化されたことで、子どもから「話を聞いてください」と言い出しやすい環境が生まれてもいます。いざとなると言えない子もいますが、気持ちを察しながら例をあげてみたり、投げかけから言葉を引き出すとともに、「話すことが大事」であることも伝えています</p>		
36	<p>Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
<p><コメント> 子どもからの相談や意見を受けた場合は宿直日誌に書き込み、申送りで共有することを支援ガイドラインにも明記していますが、相談に関わるマニュアルは作成されていません。子どもから出た意見は班会議で検討して対応案を考え、子どもに伝えています。対応に時間を要するときはその旨を説明し、対応案に納得できなかった場合はさらに協議をおこなうこととしています。職員が一人勤務の時間帯にグラウンドに出られない不満について子どもから相談があったものの、曖昧な返事しかできなかった事例では、どのような対応が適切だったか、面接スキル研修（県のキャリアデベロップメント研修）で学んだことを生かしながら協議しています</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	b
<p><コメント> インシデント（ヒヤリハット）・アクシデント報告書運用マニュアルを策定し、職員に周知しています。危機管理委員会（健康・安全部門）を設置してリスクマネジメントに取り組み、ヒヤリハット内容を分析するとともに再発防止策について検討し、対処しています。病気・怪我、事故、無断外出、停電に迅速に対応できるよう「事故等発生時の緊急対応指針」を内規集に示し、緊急時対応マニュアルを作成して各寮に配付しています。今後はさらに積極的な事例を収集し、子どもの安心と安全が守られることを期待します</p>		

38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>内規集に「感染症予防対策実施要領」を定め、全職員に配付するとともに、感染症対策委員会を設置して毎月役付会議の後に開催しています。感染症対策委員会では感染予防策をはじめ流行予想や予防接種、感染症発生を想定した体制づくりについて話し合いが進められています。これらの内容は班会議で報告され、各フロアに感染症対策の状況別対応シートを配付して、発生時の迅速な対応に備えています。感染症対策は保健師が中心になって取組み、年に2回、嘔吐物の処理方法や感染症の最新情報についての研修を実施しています</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>災害時の対応体制は、内規集の防災規定「自衛消防業務分担表」にそれぞれの任務を定めています。食料や備品類については一週間分が整備され、火災や地震を想定した施設内の避難訓練を毎月実施するとともに、その内年1回は消防署職員、防災設備業者立ち合いによる防災訓練も実施しています。消防署の職員からは避難において頑なな拒否がある子どもの抱きかかえ方の指導を受け、また当事者意識を高めるためにシナリオに頼りすぎない訓練を求める指摘もあり、より実効性を高める訓練に結びつけています。更に事業継続計画を策定し、静岡県の防災訓練に併せて4月の参集訓練や1月の図上訓練、研修を通して有事に備えています</p>		

Ⅲ—2 治療・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>「吉原林間学園支援ガイドライン」が全職員に配付され、治療・支援の根幹を成す「支援理念」「基本目標」「3つのモットー」についての詳しい解説と併せて、治療・支援の実施時の留意点が明記され、新任職員研修でも活用されています。子どもの尊重や権利擁護、プライバシー保護に関する姿勢は「3つのモットー」として「職員は威力よりも魅力」「安らぎ 満たされ ワクワクする」「規則よりも自制」の解説に凝縮されており、基本目標「みんなが楽しく」につなげています。「このガイドラインにもとづいて実施されているか」については、園長、課長、班長が宿直日誌や申送り確認及び助言をおこなっています</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>内規集や支援ガイドラインは必要に応じて改定されており、見直しの時期や方法は定められていません。支援のあり方、治療・支援の標準的な実施方法は、児童の権利擁護のための第三者委員会や、機能、活動の充実強化について指導、助言を受ける運営懇談会で報告</p>		

<p>をおこない、検討が図られています。内規集は今年度改訂がおこなわれましたが、支援ガイドラインは平成27年、大舎制の時に発行されたものであり、現在のユニット制に沿った見直しが相談されています</p>		
<p>Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント> アセスメントは心理検査結果をはじめ、生育歴の情報、日常の行動記録、子どもや家族との面接結果、家庭の情報を総合し、子どもの担当職員、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、学校教諭、さらに担当以外の職員も含めて、偏らないように意見をもらっています。自立支援計画は関係機関の意見や保護者と子どものニーズを確認した後、心理治療班担当者が中心となって生活指導担当、担当教員と話し合って作成しています。そのうえで施設長、治療指導課長、心理治療班長、担当で協議をおこない園の方針として完成させています</p>		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント> 見立て、治療・支援内容、進捗状況、退所の見込みなど、年度途中のケース検討会で熟考された内容を反映し、毎年2月～3月にかけて自立支援計画の見直しをおこなっています。治療・支援方針については、心理治療班長が定期的に班員から進捗状況を確認して、班長以上の職員に周知しています。職員に対しては担当者が申送りにて随時口頭で報告し、申送りの内容は宿直日誌に反映して共有しています。担当者はケース検討会で挙げた課題や成長点を月例の記録に集約し、治療・支援の質の向上に関わる向上点を明確にしていますが、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備には至っていません</p>		
<p>Ⅲ—2—（3）治療・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント> 子どもの行動記録やケースワークの状況、保健関係を含む全体の情報は、寮の共有パソコンや個人端末で確認できます。日々の記録は宿直日誌に残され、朝の打合せと申送りで共有するとともに、申送りでの協議内容と連絡事項が記録された宿直日誌は、紙ベースでも施設長、各課長、各班長、診療所、保健師、学校、各寮で保管しており、職員全員が閲覧して活用できるようにしています。また週1回の班会議（心理治療班、指導班）、隔週で各指導班によるフロア会議、治療指導課全体の運営に係る話し合いは課長・班長会議、全体の運営に関わる内容を協議する役付会議など、部門横断での取組がなされています</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント> 子どもや保護者には入所時に個人情報の取扱いについて説明を図っています。個人情報の保護に関する法律施行条例にもとづいて管理をおこない、漏えいに対する対策と対応方法</p>		

が定めており、堅固です。更に静岡県文書管理規則、静岡県文書管理規程に従って文書は管理され、個人情報を含む記録は鍵のかかる鉄庫に保管しています。個人情報保護や文書管理については定期的なコンプライアンス研修に加え、職員がひとり一台所有するモバイルパソコンからも学びの機会を確保しています。またコンプライアンス推進月間に合わせて実施するコンプライアンス検定やチェック表を通して、繰り返し学習することで意識を高く持てるようにしています

内容評価基準（20項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A—1—（1）—① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	a
<p><コメント></p> <p>自立支援計画は「子どもの見立て、課題と目標、治療指導計画、進路・退園についての意向、移行支援の計画、支援の見通し」といった項目で構成され、課題の解決に向けて、心理治療、生活指導、学校、家庭、医療が連携した総合的治療・支援方針が策定されています。日々の支援に関しては、施設長、治療指導課長、心理治療班長、当直明け職員が集まって毎日おこなわれる朝の打合せや、施設長、治療指導課長、その日に勤務する治療指導課職員全員と保健師、児童診療課職員、教頭でおこなわれる申送りで、子どもを尊重する姿勢をもって支援ができるよう意見交換がおこなわれています。心理治療担当による個別心理治療及び指導班職員を中心としたグループ活動のほか、併設の診療所では必要な子どもに対して児童精神科医師による診療が施され、支援の助言も得られています</p>		
A②	A—1—（1）—② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個別の心理治療において相談に応じていますが、ユニット制となり、生活の場で子どもと一緒に過ごすことが増えるとともに、居室で相談を聴く機会も多くなっています。日課の大枠は決まっていますが、疲れて宿題に取り組めない子どもは、寮に戻ってすぐに宿題をやらず休憩の時間をとる、勉強時間を増やしたいと希望があった受験生の就寝時間を延長するなど、子どもの年齢や発達段階により柔軟に対応しています。対人面の問題や睡眠、入浴といった生活習慣の問題がある場合は、子どもとのやりとりや観察事項を行動記録に残した内容を申送りで共有し、対応を協議しています。グループ活動については、小学生会</p>		

議や中学生会議の場での適切な話法やマナーを含め、相手に配慮した考え方や振る舞いが学べるよう支援しています		
A③	A—1—(1)—③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>社会生活体験や個別外出での買物では、本人の商品の選び方や金銭感覚のほか「お金を出せるか」「店員さんとやりとりができるか」について行動観察し、子どもによって必要なスキルが身につくように支援しています。年1回の社会生活体験では、学校教諭と職員の同伴はあるも公共交通機関を利用してクラスで出かけ、公共の場でのマナーやお金の使い方を学んでいますが、地域生活に必要なスキルを身につけるための回数として十分とはいえない状況です。小遣いの用途は本人の意思を尊重しながら、見通しをもって使えるように話し合い、後のことを考えず目先の欲しい物を買いたがる子どももいるため、その結果予想されることを伝え、本人が納得できるようにしています</p>		
A④	A—1—(1)—④ 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>刺激に弱い、他者視点がもちにくい、興奮しやすい、こだわりといった発達障害の特性や、不穏になりやすい時間帯や場面、対応する職員によって態度が変わるといった問題の原因を申送りでも共有し、連携した対応を可能としています。子どもが興奮状態となり周囲に被害が及ぶ可能性がある場合は、興奮状態の子どもを居室に誘導することや、他の子どもに離れるよう指示を出して安全確保に努めているものの、暴力が出やすい子どもが複数になると連鎖が起こりやすく、苦慮する場面も起きています。行動を制限するケアについてはその例を支援ガイドラインに示し、行動制限が必要な場合は個人で判断せず、上席と協議することになっています</p>		
A—1—(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成		
A⑤	A—1—(2)—① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>暴力防止アンケートや個別の心理治療時間を通して、子どもが自分及び自分たちの生活がより良くなるよう考える機会をもっています。子ども主体で養育されてこなかったため自分を大事にできず、生活を自分自身のこととして考える以前の状況にある子どもがいる一方で、自分の欲求を第一優先とし、思い通りにならないことで他罰的になり不満を訴える子どももいます。小学生会議、中学生会議では、そういった特徴を踏まえ、自分の意見を言えるように、あるいは他者を配慮した言葉を選べるよう支援しています。子どもが主体的に行事の企画や運営に関わる機会は少ないものの、子どもから出された要望には可能な限り応えており、令和3年度に中学生会議で希望が出た畑仕事は令和5年度も継続し、寮の前の花壇には花や野菜が植えられています</p>		
A⑥	A—1—(2)—② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	a
<p><コメント></p>		

<p>施設のルールは入所時に「吉原林間学園 生活の約束」の資料を渡して説明し、生活のルールについては小学生会議並びに中学生会議で子どもが話し合い、必要に応じて変更しています。また社会生活体験、個別外出、遠足、学校の社会見学といった外出は社会的ルールやマナーを習得する機会になっています。自分も相手も心地よく過ごすためのマナーや約束ごとは、日常の支援の中でも説明し、行動できた時には褒めて身に付くよう支援しており、叱責から入らず穏やかに子どもに話しかけるとともに、普段から職員同士が「ありがとう」「ごめんなさい」といった言葉を伝え合い、仲良く協力し合う姿を見せることで模範を示すようにしています。大人が謝ることは新鮮で驚く様子もありますが、意識しておこなっています</p>		
<p>A—1—（3）子どもの権利擁護・支援</p>		
A⑦	A—1—（3）—① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	b
<p><コメント> 子どもの権利擁護については、内規集及び支援ガイドラインの中で、基本的な考え方や方針を明示しており、新任職員研修や年度当初の申し送りでも説明し理解が図られています。子どもの権利については、入所時に「子どもの権利ノート」の冊子を渡し、児童相談所職員から説明を受けています。毎月暴力防止アンケートを実施して、「職員からの暴力、気になったこと、目撃、子ども同士で起きたこと」を聴き取り、その内容を職員間で共有して検討・対応する仕組みがあります。更に権利侵害の防止と早期発見に取り組むとともに、昨年度は子どもの虹情報研修センターのミニ講座を視聴するほか、子どもの権利条約の資料も供覧していますが、定期的な学習の機会を設けるまでには至っていません</p>		
A⑧	A—1—（3）—② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	b
<p><コメント> 「子どもの権利ノート」を通して入所時に児童相談所職員から説明があり、入所後はパワーポイント資料「みんなの権利」で伝えるほか、トラウマの心理教育では「虐待の責任は大人にあること」「誰もが大切な存在であること」を子どもに知らせています。また入所において手渡す「吉原林間学園 生活の約束」に掲げた「自分を～」「相手を～」「物を～」「スペースを～」大切にするという約束を背景に、子どもが自分だけでなく、相手も大切にすることを日々の支援の中で示しています。またトラブル予防のために物理的、時間的、人的な死角ができないよう職員配置を工夫していますが、現状の人員では限界があり、本庁へ人員増を要望しています</p>		
<p>A—1—（4）被措置児童虐待の防止等</p>		
A⑨	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント> 入所時には、施設で生活する子どもへの虐待について具体例が記載された「施設で暮らすあなたにあたらしいしくみのおしらせ」にもとづいて児童相談所が説明の時間をもっています。施設では被措置児童等虐待の対応ガイドラインを全職員に配付して施設長が研修をおこない、不適切な事例を伝えています。施設長、診療所長、総務課長、治療指導課長は宿</p>		

直日誌に毎日目を通し、平日の朝と昼の申送りで職員から直接話を聞き、さらに毎月の暴力防止アンケートでの聞き取りからも不適切な関わりがないか確認がなされています。複数で対応することが不適切な関わりの防止や早期発見に有効であることを鑑み、土・日曜日にはユニットに職員1名で対応する時間帯があるため、職員増を要求しています

A—2 生活・健康・学習支援

A—2—（1）食生活		
A⑩	A—2—（1）—① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>食事を十分に与えられずに食が細くなってしまったとか、お菓子が主食であるとか、その反対に過食気味など様々な食の問題を抱える子どもがいます。まずは三食摂ること、主食や副菜をバランスよく食べることの大切さを伝えています。食事量が非常に少ない子どもについては量を減らして提供するほか、1人分の食事を2つの食器、トレーに分け、一つのトレーの食事を食べ終えてから、もう一つのトレーに移るといった方法を取り、食が進んだときは称えています。お正月、雛祭りやハロウィンといった行事に合わせた食事やデザート、和洋中さまざまなメニューが提供され、子どもも食事を楽しみにしています。一方、「調理には何が必要か」を頭に置くことや効率のよい配膳方法をおこなう、卵を割るといった食事に係る事柄を身に着ける取組については十分とはいえません</p>		
A—2—（2）衣生活		
A⑪	A—2—（2）—① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの居室にはクローゼットとチェストが置かれ、発達段階や課題に応じて職員と一緒に整理、保管といった衣習慣を習得しています。感覚過敏や鈍麻、こだわりで季節や気温に合わせた服装が難しい子どももいるため、本人の気持ちや感覚を聞きながら、状況に見合った服装ができるよう、可能な限りの支援をしています。「清潔を保つ」「夜はパジャマに着替える」「汚れたら洗濯する」ことを教えつつ、洗濯や補修は職員がおこなうことで、面倒をみてもらった経験のない子どもへは「大人にやってもらえる」ことを知る機会も大切に考えています。衣類は施設側で購入しており、本人が衣類を選んで購入することはできていません</p>		
A—2—（3）住生活		
A⑫	A—2—（3）—① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	a
<p><コメント></p> <p>居室は「他の子どもは入らない」「覗かない」約束があり、好きなぬいぐるみや思い入れのある物が飾り付けされ、安心できる空間になっています。清掃や整頓は発達段階に応じて、「職員が～」「職員と一緒に～」「自分で～」といったステップでの支援があり、清潔に保</p>		

<p>たれていることも視認しました。また冷暖房はスタッフルームが管理するものの、一人ひとりの感覚に合わせて個室ごとの対応が出来ています。リビングやダイニングではテレビ番組の視聴のほか工作やゲームができるスペースが確保され、「居室がいいのか」「共用空間がいいのか」子どもが選んでいます。故障箇所は、総務課に申し入れると早急な補修があり、防犯のためオートロックや屋外の防犯カメラが設置されています</p>		
A⑬	A—2—(3)—② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	a
<p><コメント> 居室の整理整頓やごみ捨ては日課の中で取組む時間を設定して習慣づけ、職員が確認するとともに必要に応じて一緒に取組むほか、就寝時は居室に鍵をかけること、居室を出る時は消灯することが身に付くよう支援しています。自分の部屋についての要望は担当職員が個別に聴き、共有空間については小学生会議、中学生会議で子どもの意見を聴いて、共に考えながら取入れています。掃除機やドライヤー、電気髭剃りといった生活に関わる機器の使用方法を説明していますが、洗濯は職員がおこなっているため、退園間近の中学生には、自立に向けて洗濯機の使い方を練習する機会をもっています。支援の一環として、自分が壊してしまったものは軽微な物であれば職員も手伝い補修しています</p>		
A—2—(4) 健康と安全		
A⑭	A—2—(4)—① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
<p><コメント> 子どもの睡眠・食事・排泄の状況は職員が把握し、特記事項があれば宿直日誌に記載しています。声をかけないと洗身を省く子ども、湯船に浸からない子どもには確認をおこない、洗髪で髪の毛を泡立てられない場合には予洗いをすることや、指の腹で汚れを落とすことについて具体的に支援しています。歯磨きや入浴では、職員の呼びかけや介助が必要なことが間々あるため、本人任せにせず場面ごとに見守りと声掛けに努めています。毎日の検温を通じて自分の健康状態に注意を払い、気になった症状は職員に相談できるようにしています。一方、交通ルールの知識や自分の身を守るための行動の仕方については、試験登校、社会生活体験、個別外出の機会に限られており、十分とはいえません</p>		
A⑮	A—2—(4)—② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント> 体重・身長を定期的に計測して発育状況をグラフで確認し、発育、発達状態は栄養士によって管理され、発育状況を書面で職員に情報提供しています。毎朝の検温と健康観察を実施し、寮での表れを宿直日誌に記載するとともに、保健師に報告しています。保健師は保健日誌を作成して送りで共有し、子どもに対する処置や受診結果を職員に伝えています。かかりつけの医療機関をもつほか休診日には別の医療機関を受診することも叶い、土・日、夜間は富士市の救急医療センターを利用するなど、状況に即応できる体制があります。健康上特別な配慮を要する子どもや服薬管理が要る子どもは、医療機関と連携しながら服薬や投薬歴をチェックし、「服薬管理マニュアル」の手順に照らして管理しています。さらに、</p>		

救急救命研修を年1回開催しており、応急手当の方法を職員は習得しています		
A-2-(5) 性に関する支援等		
A⑯	A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <p>性教育、生理のしくみ、思春期についてなど性に関する支援は子どもの特性や発達段階に応じて個々におこない、発達段階や課題に応じた支援の基本的な考え方や方針は定めていません。入所後1週間を目安に、担当職員から個別にプライベートゾーンや適切な対人距離について心理教育を実施するとともに、性被害、性加害の有無は入所手続き前に児童相談所に確認することで支援方針を自立支援計画に反映させています。特段の配慮が必要な子どもには、性加害防止や性被害を受けた場合のプログラムに取り組むこともあります。性加害児童に対しては、生活するユニットの決定や部屋の位置、学校でのトイレ利用時における見守りなど行動化の予防を図るほか、性教育委員会を開催して子どもの性的な課題について検討しています</p>		
A-2-(6) 学習支援、進路支援等		
A⑰	A-2-(6)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>学校と施設は登下校時や宿直日誌、申送りで日々の子どもの様子を情報共有することでタイムリーな支援が実現しています。更に敷地内に在る分教室の教員とも連絡を取り合いつつ個々に応じた学習支援につなげ、適切な宿題の質や量の調整に応じてもらえる協力体制も確立しています。ケース検討会には施設と学校の担当者が必ず参加し、学校で生じた行動上の問題は担任、生活指導担当、心理担当、子どもの4者で話合っています。学習ボランティアの導入や学習塾への通学はありませんが、読み書きに困難のある子どもには大学講師による学習支援や富士市の特別支援教育センターの協力を得ることで代替が叶っています。進路選択にあたっては、本人や保護者の意向、学校や児童相談所の意見を聞きながら進めていますが、退所先の住所によって社会資源が限定されることもあり、本人の要望通りにいかない難しさもあります</p>		

A-3 通所支援

A-3-(1) 通所による支援		
A⑱	A-3-(1)-① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	評価外
<p><コメント></p> <p>評価外（通所支援は現在おこなっていません）</p>		

A-4 支援の継続性とアフターケア

A-4-(1) 親子関係の再構築支援等		
A⑱	A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	b
<p><コメント></p> <p>家族支援の基本的な考え方や姿勢は内規集に示されています。家庭支援専門員は会計年度任用職員で時間制限もあることから、家族支援は主に担当の心理治療班職員がおこなっています。家族に対して子どもの生活の様子や施設の予定の情報を随時伝え、家族との段階的な交流、主治医や心理治療担当による子どもの特性や症状の説明、子どもの接し方の理解と、個々の状況に応じて親子関係の修復を進めています。保護者自身の精神状態や生活状況の改善が見込めない場合には、家族再統合よりも子どもが家族と適度な距離をとりながらの生活が選択されることもあります。家族交流は児童相談所の方針に沿って子どもの意思を尊重し、面会、外出、外泊とステップを踏みながら進め、家族交流の前後には、本人や家族と面接や電話を通じて振り返りをおこなっています</p>		
A⑳	A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>退所後の児童の状況については、退園児童個票にて管理しています。退所後の直接支援は児童相談所が中心となるため、退所にあたっては、児童相談所に措置経過届出書を送付し、今後予想される行動や課題を引き継いでいます。児童養護施設に措置変更となる場合は、引継書を作成して説明し、転校先の学校への訪問や関係者会議に出席して退所後の支援体制の構築に努めています。アフターケアは、3ヶ月、6ヶ月、1年で状況確認をし、必要に応じ児童相談所に相談や連絡をおこなっています。その後も子どもや家族から連絡があれば対応していますが、退所後何年経っても施設に相談できるとは積極的に伝えていません。退所にあたっては身近な人にSOSを出せるよう支援し、児童相談所や学校の電話番号や、困った時に連絡できる資源を確保した上で子どもが対処出来るように図っています</p>		